

尼崎市公設地方卸売市場

水産物部仲卸業者募集要領

平成28年6月

尼崎市

公設地方卸売市場

目 次

	ページ
1 募集業種及び募集数	1
2 資格要件等	1
3 施設の使用条件	2
4 申請方法等	3
5 選考等	3
6 その他	3
7 受付及び問い合わせ先	4
8 質疑書	5

尼崎市公設地方卸売市場水産物部仲卸業者募集要領

尼崎市公設地方卸売市場業務条例（以下「業務条例」という。）第2条第1項第6号に規定する仲卸業者のうち、水産物部において仲卸業務（市場内の店舗において市場内の卸売業者から卸売を受けた物品を仕分けし、又は調製して買出人に販売する業務）を行う事業者を次のとおり募集します。

なお、仲卸業務の実施にあたっては、市長による「仲卸業務の承認」及び「市場施設の使用指定」を受ける必要があります。

1 募集業種及び募集数

水産物部仲卸業者 数者(社)

2 資格要件等

(1) 資格

仲卸業者の資格は、次の各号に掲げる要件を有する必要があります。

ア 年齢満20歳以上の者であること。

イ 卸売業者の行うせり売又は入札に参加することのできる者（「せり参加人」という。）を有すること。

ウ 業務に必要な資金3,000,000円以上を有すること。

(2) 欠格条項

申請者が次のいずれかに該当する場合は、仲卸業務の承認を行いません。

ア 破産者で復権を得ないもの。

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法令（条例を含む。）の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの（法人の場合は、業務を執行する役員1人以上が該当するときを含む）。

ウ 業務条例第14条の規定による承認の取消し又は業務条例第47条第1項(同条第2項の規定により適用する場合を含む。)の規定による処分を受け、当該取消し又は当該処分を受けた日から起算して3年を経過しない者（法人の場合は、業務を執行する役員1人以上が該当するときを含む）

エ 仲卸の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者。

オ 卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人。

カ 仲卸の業務の事業計画が適切でない者又はその遂行が確実と認められない者。

(3) 仲卸業者の義務

ア 仲卸業者は、尼崎市公設地方卸売市場業務条例及び施行規則、その他関係法令を遵守しなければなりません。

イ 仲卸業者は、善良な管理者の注意をもって店舗を使用してください。

ウ 仲卸業者は、尼崎市（地方卸売市場管理事務所）から当市場の管理上必要な事項を通知された場合は、その事項を遵守しなければなりません。

3 施設の使用条件

(1) 使用料等（平成 28 年 6 月 1 日現在）

ア 仲卸売場（25 m²）：月額 1,469 円／m²

イ 加工場（29 m²）：月額 1,350 円／m²

ウ 特設駐車場 1 階部：月額 4,380 円／台、特設駐車場 2 階部：7,020 円／台

エ 仲卸業者市場使用料：水産物部卸売業者以外から物品を買入れて販売した場合は、買入れ金額に 1.05 を乗じて得た金額の 1,000 分の 2.5 に相当する金額を納付していただきます。

(2) その他

ア 施設については、現状渡しを基本とし、業務の開始にあたり実施する改修等は、自己負担となります。

イ 電気使用料は実費負担となります。また、上下水道については、供給事業者との個別契約となるため、直接お支払いただきます。

(3) 保証金

ア 仲卸業務の承認を受けた日から 1 月以内かつ、業務開始当日までに、150,000 円(加工場等を使用する場合は 200,000 円)を保証金として尼崎市に預託していただきます。なお、保証金は納めるべき使用料等に欠損が生じた場合、これに充当する場合があります。

イ 保証金については、契約期間満了後、債権債務相殺の上、所定の手続を経て返還します。なお、返還すべき保証金には利息は付さないものとします。

(4) 権利設定及び譲渡の禁止

入場した仲卸業者は、使用許可に基づく施設の全部又は一部を第三者に転貸し、又は名義貸し等を行うことはできません。

(5) 施設の返還

原則として施設内に存在する一切の設備及び工作物等を撤去し、原状回復することとします。(原状回復に係る費用は仲卸業者負担)

(参考)施設現況写真

【仲卸売場】



【加工場】



4 申請方法等

(1) 募集要領・応募受付期間

平成 28 年 6 月 20 日(月)から募集開始(募集数に達した時点で募集を終了します)。
受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

(2) 申請方法

希望者には、仲卸業者の義務等について説明の上、申請書類をお渡しします。また、申請にあたり法人の場合は、登記事項証明書及び定款、貸借対照表など、個人の場合は、履歴書及び住民票の写し又はこれに代わるべき書類、資産調書など、業務条例施行規則第 9 条に規定する書類等の提出が必要となります。

申請に関する説明及び申請書類を希望される場合は、下記まで電話連絡の上、お越しください。

(3) 事業者の選定について

申請書類の審査のほか、必要に応じて面接を行い、一定要件を満たす者を選定します。なお、募集数を越える応募があった場合は、上記審査による得点の最も高い申請者を選定するものとします。

(4) 質問の受付

期限：受付開始日以降随時

「尼崎市公設地方卸売市場水産物部仲卸業者公募に係る 質疑書」(別紙)に記入し、下記問い合わせ先へ持参するか、Eメールにて提出ください。なお、原則、口頭、電話、FAXでの質問は受け付けません。

※ 持参については、(1)の受付時間と同一です。

(5) 費用の負担

申請に要した費用は、申請者の負担とします。

5 選考等

(1) 選考

申請書類の審査のほか、必要に応じて面接を行い、一定要件を満たす者を選定します。なお、募集数を越える応募があった場合は、上記審査による得点の最も高い申請者を選定するものとします。

(2) 選考結果

選考結果については、応募者に文書により通知します。

(3) 申請書類の取扱い

申請書類その他申請者から提出された書類は、原則返却しません。

6 その他

(1) 水産物部卸売業者について

神港魚類株式会社尼崎支社の 1 社となっています。

(2) 水産物部仲卸業者について

鮮魚14業者、塩干3業者の合計17業者となっています(平成28年6月1日現在)。
また、水産物部仲卸業者が加入する「尼崎水産物卸協同組合」があります。

7 受付及び問い合わせ先

尼崎市公設地方卸売市場管理事務所業務担当へ。受付時間は午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

住所：〒661-0976 尼崎市潮江4丁目4番1号

電話：(06) 6420-2005

E-mail：ama-shijoh@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上

尼崎市公設地方卸売市場 水産物部仲卸業者公募に係る 質疑書

平成 年 月 日

(あて先) 尼 崎 市 長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

【質疑事項】

【質疑内容】

※ 質問の内容・趣旨を具体的に記入してください。